

คำสั่งคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 3/2562
เรื่อง การมอบอำนาจให้สำนักงานกระทำการแทน

(非公式訳)

投資委員会命令

第 3/2562 号

件名：代行として行動する事務局への委任

.....

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法の条項 11 及び仏暦 2562（2019 年）9 月 20 日付会議第 1/2562 号における投資委員会による決議に基づく投資促進を円滑かつ効率的に進めるため、暦 2554（2011 年）11 月 7 日付投資委員会の命令第 3/2552 号 件名：代行として行動する事務局への委任を破棄し、投資委員会事務局は下記の通り代行として行動するものとする。

1. 投資奨励認可・不認可の検討について、下記の通りになる。
 1. 1. ターゲット技術開発の案件検討小委員会が投資奨励認可・不認可の検討権利を有するプロジェクト以外、土地および運転資金を除く 2 億バーツを超過しない投資額のプロジェクト
 1. 2. B グループ事業に対する全ての規模投資プロジェクト
 1. 3. 病院事業及びホテル事業に対する全ての規模投資プロジェクト
2. プロジェクトの改定及び権利・恩典付与の認可・不認可の検討について、下記の通りになる。
 2. 1. ターゲット技術開発の案件検討小委員会が投資奨励認可・不認可の検討権利を有するプロジェクト以外、土地および運転資金を除く 20 億バーツを超過しない投資額の全業種対応プロジェクト
 2. 2. 大半輸出用製品の製造プロジェクト、B グループ事業、病院事業及びホテル事業に対する全ての規模投資プロジェクト
 2. 3. 輸出用製造税制の免除に対する権利恩典
 2. 4. 税制以外の権利恩典
3. プロジェクトの条件改定及びその他の認可・不認可の検討について、下記の通りになる。
 3. 1. 土地および運転資金を除く 20 億バーツを超過しない投資額のプロジェクトに向けて条件改定又は緩和
 3. 2. 下記の件…

คำสั่งคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ 3/2562

เรื่อง การมอบอำนาจให้สำนักงานกระทำการแทน

3.3. 下記の件に関連する全ての規模投資プロジェクトに向けて条件改定又は
緩和

3.3.1. 全てのステップのプロジェクト実施期間

3.3.2. 事業の成立場所企業設立場所

3.3.3. 製造方法

3.3.4. 株主の割合

3.3.5. 登録資本金

3.4. 全ての規模投資プロジェクトに対する他者への投資奨励認可権利譲渡

3.5. 全ての規模投資プロジェクトに対する他者への他者への投資奨励認可の
事業譲渡又は事業合併

3.6. 事務局による条件、規則及び方法に従って全ての規模投資プロジェクト
に対する認可された権利恩典利用に関連する承認・許可

3.7. 認可事業が条件に違反した場合の奨励証書の廃止又は権利恩典取り消し

尚、現在時刻より有効とする。

命令日：仏暦 2562 年（2018 年）9 月 30 日

プラユット・チャンオーチャー 大将

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

委員長